

## 令和5年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり変更しました。

令和6年3月15日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
上田市	上田市長瀬、小泉の各一部	令和7年3月31日まで
須坂市	須坂市大字日滝の一部	令和7年3月31日まで
小諸市	小諸市甲、与良町三丁目、与良町四丁目、与良町五丁目、与良町六丁目、加増一丁目、加増二丁目、加増三丁目、御幸町一丁目、御幸町二丁目、乙女、大字加増、大字柏木の各一部	令和7年3月31日まで
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	令和7年3月31日まで
埴科郡坂城町	埴科郡坂城町大字坂城の一部	令和7年3月31日まで
上水内郡信濃町	上水内郡信濃町大字富濃、荒瀬原の各一部	令和7年3月31日まで
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字東柏原、赤塩の各一部	令和7年3月31日まで